

尼崎市女性相談支援システム構築及び運用保守業務
委託事業者募集要項

令和7年6月

尼崎市

北部保健福祉センター 北部福祉相談支援課

尼崎市女性相談支援システム（以下「本システム」という。）構築及び運用保守業務委託に係る事業者募集の各種手続きや要件・審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

尼崎市（以下「本市」という。）が行う経済的・社会的に困難な問題を抱える女性や、配偶者等からの暴力についての相談支援に係る相談業務のケース管理、相談記録、統計処理など、本システムを活用し、情報管理及び事務の効率化を図る。

2 業務の概要

(1) 業務名

尼崎市女性相談支援システム構築及び運用保守業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務仕様

別紙「尼崎市女性相談支援システム構築及び運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

ア システム構築業務

契約締結日から令和8年1月31日まで（新システム稼働日は令和8年2月1日）

イ 運用保守業務

令和8年2月1日から令和8年3月31日まで。なお、令和8年度以降の契約については、本契約を締結した事業者と引き続き単年度ごとに締結する予定であり、別途調達するシステム機器の契約期間の終期（令和13年1月末を予定）までとする。

(4) 提案上限額

本業務の提案上限額は、3,298千円とする。（消費税及び地方消費税を含む）

なお、提案上限額は、本システム構築に係る経費（新システム稼働までの研修費用等を含む）及び令和8年2月から令和8年3月まで（2か月分）の本システムの運用保守に係る経費を対象とする。

また、本調達に係る必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）に含むものとする。

運用保守については、各年度の予算の裏付けに基づき、本システム稼働開始から5年間、単年度ごとの随意契約にて行うこととする。ただし、前年度に適正な業務実績がない場合は、この限りではない。

※システム機器については、別途、本市において賃貸借契約により調達する。

(5) 支払方法

ア システム構築業務に係る経費

業務完了後、適法な請求を受けた日から３０日以内に一括払。

イ 運用保守業務に係る経費

業務実施月の翌月以降に適法な請求を受けた日から３０日以内に支払う。

３ 事業者選定方法

本業務を実施するにあたっては、専門知識や技術力、提案力を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

４ 応募者資格

公募型プロポーザル方式による選定への参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 尼崎市契約規則第４条に規定する令和７年度競争入札参加有資格者名簿に登載されている者。
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市指示に柔軟に対応できる者。
- (3) 企画提案書提出時から本件契約までの期間、本市が発注する契約に係る指名停止の措置を受けていないものであること。
- (4) 公募開始日において、プライバシーマーク認証又は、ISMS 認証を取得していること。
- (5) 公募開始日において品質マネジメントシステムに関する ISO9001 の認証又はCMM I レベル３以上に準拠する品質保証体系を有していること。
- (6) 次の事項のいずれにも該当していないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する場合。
 - イ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（平成30年7月10日市長決定）に基づく入札参加停止の措置を受けている場合。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている場合。
 - エ 自己又は自社の役員等が、次に掲げる団体のいずれかに該当する、もしくは次に掲げる団体の者がその経営に実質的に関与している場合。
 - a 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体。
 - b 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体。
 - c 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政

党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体。

d 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体。

e 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）。

f 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体。

(7) 国税、地方税等を完納している者

(8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

(1) 本要項を遵守しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 応募者資格を欠いていることが判明した場合

(5) その他応募者資格の欠格事項に相当するものと、本市が判断した場合。

6 公募型プロポーザル等の全体日程

項 目	日 程
募集要項の公表、公募開始	令和7年6月16日（月）
現地調査受入れ期間	公募開始～令和7年6月26日（木）まで
質問書の提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限	令和7年7月8日（火）までにホームページへ掲載
企画提案書等の提出期限	令和7年7月17日（木）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年8月4日（月）
審査結果の通知	令和7年8月中旬（予定）
契約	令和7年8月下旬

※プロポーザル内容等の事前説明会は行わない。

※プレゼンテーション審査の詳細日程については、別途、通知する。

7 現地調査について

(1) 場所

北部保健福祉センター5階（北部福祉相談支援課）及び南部保健福祉センター5階（南部福祉相談支援課）

(2) 実施期間

公募開始後から企画提案書提出日前日までとし土日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間とする。

ただし、予め本要項13に記載した電子メールアドレス宛に複数の候補日を提示し、日程調整の申込みを行うこと。

8 公募に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付について

質問の受付期限は、令和7年6月27日（金）午後5時とする。

質問は質問票（様式1）により、本要項13に記載している電子メールアドレス宛に、件名を「プロポーザル質問 ●●●（法人名）」と入力の上、提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けない。また、来庁、電話等による受付は行なわない。質問票を送付した場合、速やかに電話にて到達確認をすること。

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、令和7年7月8日（火）までに質問内容とあわせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）で公表する。

9 応募方法及び応募書類

(1) 提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時までに、尼崎市北部保健福祉センター北部福祉相談支援課まで持参または郵送すること。（郵送の場合は上記期限までに必着のこと。）

持参の場合は電話にて必ず前日までに事前予約することとし、郵送の場合は到着確認を行うこと。

(2) 提出物

ア 企画提案申込書（様式2）

正本には会社印・代表者印を押印すること。

イ 企画提案書（任意様式、A4用紙両面刷り）

提案は、別添「仕様書」に基づき、応募者としての本要項11(2)の審査項目・審査内

容を踏まえて、記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと。

ウ 機能要件適合調査表（様式3）

「尼崎市女性相談支援システム 機能要件適合調査表」の各種機能内容について、下表の要領により対応状況を記載すること。ただし、機能要件適合調査表において区分が「必須」と記載されている項目が実現不可となる場合は、失格となる。

項目	説明内容
◎	提案パッケージシステムで実現可能
○	カスタマイズで実現可能
△	代替案で実現可能
×	実現不可

※機能要件適合調査表のNo. 4以降は、提案書内に画面イメージを添付すること。

※必須項目の代替案は認めない。代替案の場合、提案書内に具体的な画面操作イメージと運用フローを記述すること。

エ 事業実施体制（任意様式）

オ 他自治体における同種業務実績（任意様式）

カ 会社概要（任意様式）

パンフレット等を会社概要に代用することも可とする。

キ 価格見積書（様式4）及び見積内訳書（任意様式）

すべて税抜価格で記載すること。また、本システム構築及び運用開始後2か月分（令和8年2月から3月まで）の運用保守に要する経費の見積りを記載すること。

ク プライバシーマーク認定書又は、ISMS 認定書の写し

ケ ISO9001の認証またはCMMIレベル3以上に準拠する品質保証体系を有していることを証明する書類の写し

(3) 提出部数

上記ア～カの順にA4サイズのフラットファイル等に綴じ、様式や添付書類ごとにインデックス等で仕切り紙を挿入するなど、整理したうえで10部（正本1部、副本9部）提出すること。

キ～ケについては、各1部を提出すること。

10 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。

(2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ公開の対象となる。選定されなかった事業者のものは原則非公開とするが、本市情報公開条例その他の法令で規

定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

- (3) この募集の応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償できない。

11 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、プレゼンテーション審査を行う。事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対し実施する。別途設置する「尼崎市女性相談支援システム構築及び運用保守業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、企画提案書の内容と合わせて総合的に審査し、選定する。

ア 実施予定日

令和7年8月4日（月）に尼崎市北部保健福祉センターにて実施する。

時間等の詳細は、別途、電子メールで通知する。

イ 実施時間

1 応募団体につき50分程度を予定しており、応募者からの説明は30分程度とし、その後20分程度の質疑応答を行う。

ウ プレゼンテーションの方法

事業者は原則として提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。

なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出をすること。

パワーポイントは、Microsoft office PowerPoint2016で作動するファイルであることを条件とし、使用するデータはUSBに記録し、当日持参すること。

提案するシステムの標準処理については、必ずデモンストレーションを行い、その他の機能については、持ち時間の許す限り、実施していただくことは可能である。

なお、デモンストレーションにあたって本市が用意するもの以外に必要な機器がある場合は、各事業者にて準備・持参すること。

エ 出席者

出席者は3人以内とする。うち1人は、必ず実際に業務を担当する予定の者（本システムに精通している者等）が出席すること。

オ その他

プレゼンテーションにおける内容及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(2) 審査・選定基準

ア 下記の審査項目により採点する。

審査項目	主な審査内容
① 業務理解度	本市が示した仕様書を十分に理解した提案となっているか。
② 計画性・実現性	・業務内容、方法等に対応するスケジュールは明確かつ現実的であるか。 ・機能要件適合調査表に記載の各機能等に係る対応状況。
③ 特色性・付加価値	仕様書に記載されている機能要件以外に、システム導入目的の達成において、業務効率性等の向上が期待できる機能の提案があるか。
④ 事業実施体制	専門性を発揮し、業務を円滑かつ確実に遂行できる提案となっているか。
⑤ 実績・ノウハウ	・本業務と同種業務又は類似業務を履行した実績はあるか。 ・十分な実績、ノウハウがあるか。
⑥ 情報セキュリティ対策	セキュリティ対策、個人情報保護対策は万全か。
⑦ コスト	コストを意識した提案となっているか。

イ 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補として選定する。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定する。

ウ 地域経済活性化の観点から、市内業者又は準市内業者であれば一定の加点を行うので、企画提案書に記載すること。

エ 応募者が1社の場合であっても選定会議による審査を行う。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

12 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において順位の高かった者から順に協議を行い、契約相手方を決定する。

なお、選定会議において、別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに本募集要項4の応募者資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時までに本募集要項5の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出すること。

13 連絡先及び提出先

〒661-0012 尼崎市南塚口町2-1-1 塚口さんさんタウン1番館5階

尼崎市 福祉局 北部保健福祉センター 北部福祉相談支援課

TEL：06-4950-0496

Eメール：ama-fukusisoudansien@city.amagasaki.hyogo.jp